

豊能町賑わい創出施設整備に係るPFI導入  
可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

豊能町 総合政策課

豊能町賑わい創出施設整備に係る PFI 導入可能性調査業務  
公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

現在本町において、公共施設再編に関する基本方針及び豊能町教育大綱に基づき、公共施設の集約化及び義務教育学校の整備を進めており、今後は、役場庁舎の整備（耐震化）も検討しているところである。

上記計画により創出される役場を中心とした公共施設や現在の中学校の敷地跡地に集約化した公共施設を整備するとともに、役場庁舎の整備（耐震化）を協議しているところであり、その一带に新たに「道の駅」を中核とする賑わい創出の施設を併設し、一体的に運用することで、豊能町の魅力の体感・発信と、地域住民・来訪者が交流できる拠点づくり、観光の拠点づくりを目指すものである。

今般整備を考えている「道の駅」を中核とする賑わい創出の施設について、整備予定の公共施設等との相乗効果を得られるような提案と、当該施設の整備並びに整備後の管理運営にあたる民間資金等の活用（PFI 導入）の可能性を調査し、本町が当該施設整備の可否判断とする材料を得ることが目的である。

## 2. 概要

### (1) プロポーザルの名称

豊能町賑わい創出施設整備に係る PFI 導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）公募型プロポーザル

### (2) プロポーザル（企画競争入札）の内容

本業務に係る企画提案書の提出及びプレゼンテーションによる審査。

### (3) 提案上限額

本業務の提案上限額は、10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、これを上回る価格の提案は受け付けない。

### (4) 契約期間

本業務委託契約の締結日から令和8年3月10日（火）まで

### (5) 本業務の内容

別紙「特記仕様書」のとおりとする。ただし、契約時の仕様書は、契約候補者として選定された企業等の企画提案内容に応じて変更する場合がある。

## 3. 参加資格

本業務に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 大阪府内に本店又は支店を有すること。

- (3) 令和7・8年度豊能町入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登録されていること。
- (4) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、建設コンサルタントの工種の許可を受けていること。
- (5) 全ての構成員が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (6) 全ての構成員が豊能町から指名停止要綱に基づく入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (7) 全ての構成員が破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 全ての構成員が豊能町公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (9) 全ての構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (10) 全ての構成員が市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納がないこと。
- (11) 平成27年度以降（過去10年）に地方公共団体において、地域活性化施設に関する同種業務を受注し、完了した実績を有する者であること。
- (12) 以下の資格を保有しているものであること。
  - ① JIS Q 9001 (ISO 9001 : 品質マネジメントシステム)
  - ② JIS Q 14001 (ISO 14001 : 環境マネジメントシステム)
  - ③ JIS Q 55001 (アセットマネジメントシステム)
  - ④ JIS Q 27001 (ISO 27001、ISMS : 情報セキュリティマネジメントシステム)
- (13) 配置技術者について本業務の円滑な進捗を図るため、以下の「Ⅰ.」に示す条件を満たし、かつ、「Ⅱ.」に示す実績を有する直接雇用の管理技術者及び照査技術者を選任しなければならない。
  - ・管理技術者
    - I. 以下のいずれかの資格を有する者。
      - ① 技術士（建設部門）の資格を有し、実務経験10年以上の者。
      - ② RCCMの資格を有し、実務経験10年以上の者。
      - ③ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）の資格を有する者。
      - ④ 一級建築士の資格を有し、実務経験10年以上の者。
    - Ⅱ. 以下の実績を有する者。
      - ① PFI事業におけるアドバイザー業務の実績を有する者。

・照査技術者

I. 以下の資格を有する者。

技術士（建設部門）、又は一級建築士の資格を有し、実務経験 10 年以上の者。

II. 以下の実績を有する者。

PPP/PFI 導入可能性調査または PFI 事業におけるアドバイザー業務の実績を有する者。

#### 4. 参加表明

(1) 提出書類

①参加表明書（様式第 1 号）

②業務経歴書（様式第 2 号）業務の内容を証する資料を添付すること。

③業務実施体制（様式第 3 号）担当者の所有資格を証する資料を添付すること。

④会社概要（様式第 4 号）

⑤認証取得を証する資料

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時 00 分まで

(4) 提出先

豊能町総務部総合政策課

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は締切日までに必着）

#### 5. 参加資格の審査

(1) 参加表明書を提出した事業者の資格を審査し、参加資格を満たさない事業者については、契約候補者の選考には参加できない旨、通知する。

(2) 通知は、参加資格を満たさない事業者に対してのみ行う。結果についての質問等は受け付けない。また、結果について異議申し立てを行うことはできない。

(3) 結果通知 令和 7 年 4 月 30 日（水）

#### 6. 企画提案書

参加表明をした事業者は以下の要領で企画提案書を提出すること。参加資格を満たさない事業者の企画提案書は受け付けない。

また、提出期限までに提出なき場合は、辞退したものとして取り扱う。

(1) 企画提案書表紙：（様式第 5 号）を使用すること

(2) 企画提案書：

- ①企画提案書は本業務特記仕様書に基づいて作成すること。
  - ②企画提案書はA4で作成すること。様式は自由とする。
  - ③企画提案書は10ページ以内（表紙、目次、参考見積書は別）とすること。
  - ④文字サイズは10ポイント以上を使用すること。（図表は除く）
  - ⑤参考見積書（任意様式） 本実施要領2（3）に示した提案上限額を超えないこと。  
合計金額だけではなく内訳も記入すること。
  - ⑥ 企画提案書に記載した事項は契約後において必ず履行すること。
- (3) 提出期限：令和7年5月21日（水）午後5時00分まで
  - (4) 提出部数：正1部、副5部、CD-R 1枚（正本をPDF形式で保存したもの）
  - (5) 提出先：豊能町総務部総合政策課
  - (6) 提出方法：持参又は郵送（当日までに必着）

## 7. 質問の受付及び回答

企画提案書作成に関して質問がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。なお、参加表明を行った事業者のうち参加資格を満たさない事業者については対象外とする。

- (1) 質問受付期間
  - 令和7年4月25日（金）午前9時00分より
  - 令和7年5月 1日（木）午後5時00分まで
- (2) 質問方法
  - 質問書（様式第6号）に必要事項を記入のうえ、下記アドレスへ提出すること。
  - ⇒「提出先アドレス：seisaku@town.toyono.osaka.jp」
  - ※企画提案書作成に関する内容以外の質問に対しては回答しない。
  - ※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答方法
  - 質問があった場合、競争上の地位その他の正当な利害を害する恐れのあるものを除き、令和7年5月9日（金）に、参加表明した全ての事業者（参加資格を満たす事業者に限る。）に対し電子メールにて回答を行う。
  - ※電話・口頭による個別対応は行わない。

## 8. 書類審査

- (1) 企画提案書を提出した事業者の中から、企画提案書の内容を基に書類審査を行い、プレゼンテーションを依頼する事業者を3社程度選定する。
- (2) 審査内容及び審査結果についての質問等は受け付けない。また、審査の経緯及び結果について意義申し立てを行うことはできない。
- (3) 書類審査の結果通知書は、合否によらず全企画提案書提出事業者に対して、電子メールにて通知する。

(4) 書類審査結果通知 令和7年5月27日(火)

## 9. プレゼンテーション

書類審査により選定された事業者は、プレゼンテーションに参加すること。

(1) 日時 令和7年6月11日(水)

※詳細日時については、書類審査結果通知とともに連絡する。

(2) 場所 豊能町役場2階大会議室

(3) 留意事項

- ①プレゼンテーションは企画提案書に沿って進め、新たな追加資料の配布は認めない。
- ②プレゼンテーションの参加者は5名までとすること。
- ③企画提案書に記載されていない内容のプレゼンテーションについては評価対象外とする。
- ④プレゼンテーションは各提案者につき60分以内(説明40分、質疑20分)とする。
- ⑤プレゼンテーションで使用するPC、プロジェクター、その他必要な機器等は提案者で用意すること。スクリーン、各種延長コードは当方で用意する。準備開始時間はプレゼンテーション開始10分前からとする。

## 10. 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者の選定にあたっては、「本業務契約候補者選定審査委員会」において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等を11. 評価基準に基づいて総合的に評価し、各審査委員による評価の総合点が最も高い事業者を契約候補者として1社選定し、2番目に高い事業者を次点候補者として1社選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 同点の場合

同点の者がいる場合は委員の多数決をもって候補者を決定するものとする。

(3) 提案者が1社の場合

提案者が1社の場合でも審査及び評価を実施し、評価が一定基準(評価総合点が満点の6割以上の点数)を満たしている場合は、その1社を候補者として選定する。

(4) 審査結果の通知

契約候補者の選定後、選定結果を書面によりプレゼンテーションに参加した全ての事業者へ通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合

## 1 1. 評価基準

審査にあたり、評価基準は下表のとおりとする。

項目	評価の視点	備考	配点
業務実績	過去10年以内に本業務と同種の業務について、十分な実績があるか。	様式第2号	10
実施体制	本業務遂行にあたり、十分な技術者が配置されているか。	様式第3号	10
実施方針	業務の主旨を理解し、発注者が意図する成果が上げられる提案になっているか。または、それ以上の提案か。	企画提案書（任意様式）	15
実施方法	具体的な作業内容が提案され、成果を導き出すために効果的な手法が採られているか。		30
作業工程	作業工程が適切で、期日までに完了できる計画になっているか。		15
プレゼンテーション	理解しやすい資料構成になっているか。企画提案者の説明は簡潔明瞭で理解しやすく、質問に対する受け答えは適切であり、必要な能力を保有すると認められるか。		10
提案価格	提案に対し妥当な金額以下となっているか。	参考見積書（任意様式）	10
評価点合計			100

## 12. 契約

候補者選定後、選定された事業者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続を行うものとする。その際には、選定された事業者は改めて見積書を提出するものとする。特定された事業者が辞退その他の理由により契約を締結することができない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行うものとする。

## 13. 日程

本プロポーザルの日程は次のとおりとする。

項 目	日 程
(1) 公募・参加表明書提出期間	令和7年4月25日(金) 午後5時まで
(2) 参加資格審査結果通知(欠格者のみ)	令和7年4月30日(水)
(3) 質問受付期間	令和7年4月25日(金) 午前9時から 令和7年5月 1日(木) 午後5時まで
(4) 質問回答期日	令和7年5月 9日(金)
(5) 企画提案書提出期間	令和7年4月30日(水) 午前9時から 令和7年5月21日(水) 午後5時まで
(6) 書類審査結果通知(プレゼン参加通知)	令和7年5月27日(火)
(7) プレゼンテーション実施	令和7年6月11日(水)
(8) 契約候補者決定通知	令和7年6月16日(月) 予定
(9) 契約締結日	令和7年6月17日(火) 予定

#### 14. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る経費（参加表明、企画提案に要する経費）は参加事業者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書その他の書類は、審査に必要な範囲において複製する。
- (3) 同一の提案事業者において、2種類以上の企画提案は受け付けない。
- (4) 提出された企画提案書その他の書類に関する追加・訂正・変更は、町の依頼又は合意があったもの以外は認めない。
- (5) 町から提供した資料を本プロポーザルの目的以外に使用することは認めない。

#### 15. 担当部課及び連絡先

豊能町総務部総合政策課

大阪府豊能郡豊能町余野 414 番地の 1

T E L : 072-739-3412 (直通)

F A X : 072-739-1980

E-mail : [seisaku@town.toyono.osaka.jp](mailto:seisaku@town.toyono.osaka.jp)